3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年１月 21 日
中部地方整備局長　梅山　和成
1　処分をした年月日　平成24年12月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　内藤電機株式会社　内藤　哲男　岐阜県岐阜市桜通４―20　国土交通大臣許可（特―24）第1619号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月５日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年１月 21 日
九州地方整備局長　吉崎　　収
1　処分をした年月日　平成24年12月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社モン　北出　恭次郎　福岡県福岡市博多区奈良屋町４―15　国土交通大臣許可（般特―22）第10681号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可及び建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年１月 21 日
九州地方整備局長　吉崎　　収
1　処分をした年月日　平成24年12月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ウチダ　内田　陽三　佐賀県佐賀市駅南本町６―７　国土交通大臣許可（般―21）第11621号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年１月 21 日
九州地方整備局長　吉崎　　収
1　処分をした年月日　平成24年12月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西日本土木株式会社　隈田　英樹　大分県豊後高田市新地1071　国土交通大臣許可（般特―23）第8129号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年１月 21 日
九州地方整備局長　吉崎　　収
1　処分をした年月日　平成24年12月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三信産業株式会社　大野　真人　大分県大分市新貝６―７　国土交通大臣許可（特―23）第24183号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年１月 21 日
九州地方整備局長　吉崎　　収
1　処分をした年月日　平成24年12月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大栄設備株式会社　髙尾　勇吉　長崎県長崎市立山５―17―７　国土交通大臣許可（般―24）第1003号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年１月 21 日
九州地方整備局長　吉崎　　収
1　処分をした年月日　平成24年12月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社後藤組　佐藤　和男　大分県大分市生石４―１―20　国土交通大臣許可（般特―21）第3058号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年１月 21 日
九州地方整備局長　吉崎　　収
1　処分をした年月日　平成24年12月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　名和産業株式会社　藤本　辰郎　佐賀県伊万里市黒川町塩屋５―１　国土交通大臣許可（般―20）第22941号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年１月 21 日
九州地方整備局長　吉崎　　収
1　処分をした年月日　平成24年12月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社さとうベネック　大川　義廣　大分県大分市金池町３―３―11金池ＭＧビル２階　国土交通大臣許可（特―23）第22059号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業並びに建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。